



# P T A 規 約

江戸川区立上小岩第二小学校

制定 昭和45年4月1日

改定 令和6年6月1日

## 第 1 章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、東京都江戸川区立上小岩第二小学校 P T A と称し、事務所を同校に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

(目的)

第 2 条 この会は、学校と家庭と社会の密接な協力により、児童の健全な成長を図り併せて、会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とする。

(活動)

第 3 条 この会は、前条の目的を遂げるために、つぎの活動をする。

- (1) よき会員となるために研修しあう。
- (2) 学校と家庭との緊密な連絡によって、児童の校外生活を補導する。
- (3) 児童の生活環境の改善を図る。
- (4) 義務教育を充実することに努める。
- (5) P T A 活動は、総会で承認された事業計画に基づいて行うものとする。

## 第 3 章 方 針

(方針)

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、つぎの方針を堅持する。

- (1) 児童、青少年の教育並びに福祉のために、活動する他の団体及び機関に協力する。
- (2) 政治、宗教並びに営利事業には、いっさい関与しない。
- (3) 他のいかなる組織や団体からも利用されず、干渉や支配を受けない。
- (4) 学校の人事、その他教育経営管理に干渉しない。

## 第 4 章 事 業

(事業)

第 5 条 この会の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 学校と家庭、社会の連絡提携上、必要な事業。
- (2) 児童及び会員相互の教育、親睦に関する事業。
- (3) 学校年次事業に対する協力。
- (4) 学校施設の改善に対する協力。
- (5) 学校保健、給食に関する事業への協力。
- (6) 児童、会員の福利厚生に関する事業への協力。
- (7) 会員相互の慶弔に関する事業。
- (8) この会の発展に功労あるものの表彰。
- (9) その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

## 第 5 章 会 員

(会員)

- 第 6 条 この会は、つぎの会員で組織する。  
本校児童の父母または、これにかわる者（以下保護者という）及び教職員。

## 第 6 章 会 計

(経費)

- 第 7 条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。

(会費)

- 第 8 条 この会費は、つぎのとおりとする。  
(1) 児童 1 名在籍の保護者、教職員は年額 4,200 円 (月額 350 円×12 ヶ月)  
(2) 児童 2 名以上在籍の保護者は年額 5,400 円 (月額 450 円×12 ヶ月)

(会計)

- 第 9 条 この会計は、会計監査を受けて、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

- 第 10 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 役 員

(役員)

- 第 11 条 この会に、つぎの役員を置く。  
(1) 会 長 1 名  
(2) 副 会 長 若干名 (保護者若干名 副校長)  
(3) 書 記 若干名 (保護者若干名 教職員 1 名)  
(4) 会 計 若干名 (保護者若干名 教職員 1 名)  
(5) 会計監査 若干名 (保護者若干名 教職員 1 名)

(任期)

- 第 12 条 (1) 役員の任期は就任より 2 年とし、再選を妨げない。但し、3 年目以降の任期は 1 年とし、1 年毎の再選を要する。  
(2) 役員を 2 年以上務めた家庭においては、退任後その在任期間と同等の年数について、他の委員等への就任免除を要請できるものとする。

(相談役)

- 第 13 条 第 6 条の規定に関わらず、この会に運営委員会の推薦があれば、相談役を置くことができる。

(選出)

- 第 14 条 役員は、つぎの方法により選出する。  
(1) 各学年より学級委員 1 名、運営委員より学年委員を除く、各委員会の副委員長、役員 2 名、教職員代表 2 名の構成員からなる役員推薦委員会をつくる。  
(2) 役員推薦委員会は、各役員候補者を第 6 条の会員の中から推薦し、総会の承認を受ける。  
(3) 学校側委員は、校長の推薦による。

(任務)

- 第15条 役員の任務は、つぎのとおりとする。
- (1) 会長 会を代表して、会務を総括する。
  - (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
  - (3) 書記 会の議事を記録し、文書を保管し、会の庶務を行う。
  - (4) 会計 会計事務を処理し、この会の物品を管理する。
  - (5) 会計監査 会計に関する監査を行う。監査は少なくとも年二回以上、行うものとする。

(顧問)

- 第16条 歴代会長は顧問とし、会の重要事項について、諮問に応ずる。

## 第8章 会 議

(総会)

- 第17条 定期総会（以下総会という）は、この会最高の決議機関である。総会は年1回開き、年度計画、年度会計、年度予算、会議報告、規約改正等、その他必要な事項を審議する。
- (1) 総会は、年度始めより2ヶ月以内に書面（電磁的記録を含む）により開催する。但し、会員の出席が必要と会長が認めた時は集会形式とする。
  - (2) 総会は、全会員の2分の1以上の表決書の提出、または出席があった場合に成立する。ただし、集会形式の場合は委任状を認める。
  - (3) 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(常任委員会)

- 第18条 常任委員会は、役員、委員をもって構成し、必要に応じて開催する。

(運営委員会)

- 第19条 運営委員会は、総会に次ぐ審議機関で、役員、学年代表及び各常任委員会の正副委員長をもって構成され、この会の運営にあたる。

(常任委員会の部門)

- 第20条 各常任委員会は、つぎの5部門とし、会務の執行にあたる。
- |         |           |         |
|---------|-----------|---------|
| 1、学年委員会 | 2、イベント委員会 |         |
| 3、広報委員会 | 4、校外委員会   | 5、環境委員会 |

(議事の決議)

- 第21条 すべての会議は、出席者の過半数を持って決議し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(協議)

- 第22条 校長、副校長及び主幹は、すべての会議に出席して協議することができる。

(特別委員会)

- 第23条 この会には、必要に応じて特別委員会を置くことができる。特別委員会は、会長が運営委員会に諮って指名する。

## 第 9 章 学級委員及び学年代表委員について

(学級委員の選出)

第 24 条 学級委員は、各クラスより 1 名ずつ選出する。但し、ある一学年の編成が 1 クラスのみである場合は、1 クラスより 2 名以上選出する。

(学年代表委員の選出)

第 25 条 学級委員の互選により、各学年に学年代表委員を 1 名置く。

(学級委員)

第 26 条 学級委員は学年委員会の構成員となる。

## 第 10 章 常任委員会

(常任委員会)

第 27 条 第 20 条に定める常任委員会の構成員は、各クラスより 1 名ずつ選出する。但し、ある一学年の編成が 1 クラスのみである場合は、1 クラスより 2 名以上選出する。  
また、第 3 学年以降においては、学年委員を除く常任委員は、当該学年におけるクラス数と同数以上の委員を確保できる場合に限り、同一クラスより複数名の選出を認める。

任期は 1 年とし、再選を妨げない。

また、各常任委員会には、互選により委員長 1 名、副委員長 2 名（内 1 名は教職員）を置く。

各常任委員会の任務はつぎのとおりとする。

- (1) 学年委員会 学年活動の運営にあたる。  
それぞれの特性に応じて、保護者と担任との連携を図ることを目的とし、必要に応じて随時開催する。
- (2) イベント委員会 上二まつり（上二ゲームフェス）等の P T A 主催イベントの企画及び運営にあたる。
- (3) 広報委員会 会報を発行して、本会並びに学校教育全般の活動を会員に知らせ、併せて会員相互の意見の交換を図る。
- (4) 校外委員会 児童の健全かつ安全な校外生活の充実を図る。
- (5) 環境委員会 資源の有効活用を通じて、設備の充実を図る。

(承認)

第 28 条 各常任委員会の実施事項中、重要なものは、運営委員会の承認を受ける。

## 第 11 章 文書の保存について

(文書保存)

第 29 条 この会には、下記の帳簿を備える。

- 1、規約
- 2、会員名簿
- 3、役員名簿
- 4、会計帳簿
- 5、議事録
- 6、財産目録

## 第12章 改正

(運営)

第30条 この会の運営に関して必要な細則は、運営委員会の決議を解して定め、細則を制定または改廃した場合には、総会に報告しなければならない。

(改正)

第31条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛意を必要とする。

# 細 則

規約第30条に基づき、下記の細則を定める。

## 第 1 章 役員推薦委員会

(任期)

第 1 条 役員推薦委員会(以下推薦委員会という)は、毎年度11月までに構成され、総会での承認をもって解散する。

(選出)

第 2 条 推薦委員会は、各学年より学級委員1名、運営委員より学年委員を除く、各委員会の副委員長、役員若干名、教職員代表2名から構成され、互選により、委員長1名、副委員長4名(内役員2名、教職員1名)を置く。

(報告)

第 3 条 推薦委員の氏名、所属学年については文書により、全会員に知らせる。

(承認)

第 4 条 推薦委員会は、各役員候補を規約第6条の会員の中より推薦し、総会の承認を受ける。

(遵守)

第 5 条 推薦委員は、推薦委員会の審議内容を外部に漏らしてはならない。

## 第 2 章 卒業対策委員会

(目的)

第 6 条 卒業対策委員会は、卒業対策の活動を目的として、6学年選出の委員と担任で構成する。

(協力委員)

第 7 条 兼任できない委員は、協力委員として、委員会の活動に協力する。

(委員長、副委員長の選出)

第 8 条 卒業対策委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を置く。

## 第 3 章 表 彰

(表彰)

第 9 条 役員、運営委員に対して、年度毎に記念品を贈呈して、これを表彰する。但し、再選の場合はその限りではない。特に功劳ありと認めた時は在任年数、役職の如何に関わらず、表彰することができる。

(転任・退職)

第10条 教職員が転任または退職したときは、記念品を贈って感謝の意を表す。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 校長  | 1万円 |
| (2) 副校長 | 5千円 |

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (3) 教職員（校長及び副校長を除く） | 3 千円 |
| (4) 校 医             | 3 千円 |

## 第 4 章 慶弔見舞金

慶弔見舞金は、本部が必要に応じて速やかに対応し、事後、総会にて報告し、承認を得るものとする。

（慶事）

第 1 1 条 教職員が結婚した時と教職員及びその配偶者が出産した時は、5 千円を贈呈して、慶祝の意を表す。

（弔事）

第 1 2 条 会員等及びその家族が死亡した時は、つぎの香料をもって弔意を表す。

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| （1）本人死亡の場合              |         |
| 1. 児童及び会員（教職員も含む）       | 1 万円と生花 |
| 2. 校医                   | 5 千円と生花 |
| 3. 顧問（歴代会長及び学校評議員）      | 5 千円と生花 |
| 4. 旧校長及び旧副校長            | 5 千円と生花 |
| 5. 旧教職員（会員であった職員 5 年以内） | 5 千円    |
| （2）配偶者死亡の場合             |         |
| 1. 教職員                  | 5 千円と生花 |
| 2. 校医                   | 5 千円    |
| （3）一親等死亡の場合（親、子供）       |         |
| 1. 会長                   | 5 千円    |
| 2. 校長及び副校長              | 5 千円    |
| 3. 教職員                  | 5 千円    |

（見舞金）

第 1 3 条 会員等の傷病及びその災害に際し、つぎの見舞金を贈る。

- |                    |      |
|--------------------|------|
| （1）入院 2 週間以上の傷病の場合 |      |
| 児童、教職員、顧問、校医       | 5 千円 |
| （2）火災半焼以上の災害に遭ったとき |      |
| 会員、顧問、校医           | 5 千円 |

（その他支給）

第 1 4 条 前各条に定めのないものでも、状況に応じ、会長が必要のあると認めた場合には、慶弔見舞金を支給することができる。



## 附則

1. この規約は、平成26年4月1日に一部改定実施する。  
(第27条の構成員選出変更)
2. この規約は、平成28年4月1日に一部改定実施する。  
(第17条の総会、第18条の常任委員会及び第19条の運営委員会変更)  
(細則第1条の任期、第9条の表彰及び第4章の慶弔見舞金変更)
3. この規約は、令和2年6月19日に一部改定実施する。  
(第12条の任期、第17条の総会開催時期の補足、第24条の学級委員選出条件及び  
第27条の常任委員会構成条件)  
(細則第4条の役員候補推薦条件)
4. この規約は、令和6年6月1日に一部改訂実施する。  
(第17条の総会、第20条の常任委員会の部門及び第27条の常任委員会)